

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

関東地方整備局長

河川敷地占用許可準則第22第1項及び第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定める。

第1 都市・地域再生等利用区域

1. 指定範囲

一級河川多摩川水系多摩川右岸（聖蹟桜ヶ丘地区（せいせきカワマチ））で、別図「都市・地域再生等利用区域平面図」に示す区域

2. 聖蹟桜ヶ丘地区（せいせきカワマチ）の位置付け

多摩市では、聖蹟桜ヶ丘地区（せいせきカワマチ）を含む聖蹟桜ヶ丘駅周辺について、「多摩市都市計画マスタープラン」に、まちづくりの方針として「多摩川の玄関口にふさわしい活気ある商業・業務地の形成」と位置付け、「広域拠点」としてのにぎわい創出と利便性の向上等に取り組んでいる。

令和2年3月に「聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり計画」が計画登録され、地域の自治会や団体、商店会、民間事業者と多摩川河川敷の有効活用について意見交換等を実施し、令和4年8月には「聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり協議会」を成立し、社会実験の実施や河川敷の利用ルールの検討などを通じてかわまちづくりの取組を進めている。

また、令和5年9月には、協議会で確認された方向性に基づき、かわまちづくりの取組を実践するための組織として、協議会参加団体の三者で構成される「一般財団法人聖蹟桜ヶ丘エリアマネジメント」を設立し、多摩市と連携したエリアマネジメントにより、かわまちづくりの取組を一層推進し、河川敷を起点とする聖蹟桜ヶ丘駅周辺エリア全体の活性化に向けた取組を推進していく方針である。

3. 指定年月日

令和6年3月22日

第2 都市・地域再生等占有方針

1. 都市・地域再生等利用区域において占有許可を受けることができる施設

1) 広場

- 2) イベント施設
- 3) 飲食店、売店（キッチンカー、屋台等）
- 4) 日よけ
- 5) その他の施設（境界杭等）

2. 許可方針

- 1) 占用する区域及びその周辺の河川環境との調和や景観に配慮したものであること。
- 2) 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- 3) 占用の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保全に努めること。また、占用の許可期間中に周辺住民及び河川利用者等から占用の許可に関する苦情があった場合には、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。
- 4) 降雨、水位、風、地震等の情報を常に把握し、危険の恐れがある場合は施設の使用を中止すること。また、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること。
- 5) 施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 6) 施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入は当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- 7) 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年1回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

第3 都市・地域再生等占用主体 多摩市